| | |
|---|---|
| ロ　一酸化炭素等発散防止装置指定自動車 | 当該一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置について道路運送車両法第七十五条の三第一項の申請をした時以降 |
| ハ　認定低減性能向上改造自動車 | 改造認定告示第四条の申請をした時以降 |
| ニ　特定輸入自動車 | 第一条第四号の届出をした時以降 |

三　次の表の上欄に掲げる自動車について同表の下欄に掲げる指定、改造認定又は届出により、第四条第二号から第四号までの試験方法により測定された値及び製作等の精度等を勘案して自動車製作者等が定める値（以下「諸元値」という。）が確定した場合には、当該諸元値により前条の認定を行うものとすること。

| 自動車 | 指定、改造認定又は届出 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| ハ　認定低減性能向上改造自動車 | 改造認定 |
| ニ　特定輸入自動車 | 第一条第四号の届出 |

四　前条の認定は、前号の表の上欄に掲げる自動車にあっては、同表の下欄に掲げる指定、改造認定又は届出をした時以後に行うものとすること。

（公表項目）

**第七条**　評価規程第三条第二項第二号イの公表項目は、第五条の認定が行われている自動車ごとに、型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車にあっては第一号から第四号までに、認定低減性能向上改造自動車にあっては第一号から第八号までに掲げるものとする。

一～八　（略）

2　（略）

（自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部改正）

**第二条**　自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （評価及び公表の対象とする自動車の種類） | （評価及び公表の対象とする自動車の種類） |
| **第二条**　本実施要領の対象とする自動車は、次の各号に掲げるものとする。 | **第二条**　本実施要領の対象とする自動車は、次の各号に掲げるものとする。 |
| 一　（略） | 一　（略） |

| | |
|---|---|
| ロ　一酸化炭素等発散防止装置指定自動車 | 当該一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係る次の時期のいずれか<br>(1)　道路運送車両法第七十五条の二第一項の申請をした時以降<br>(2)　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の申請をした時以後 |
| ハ　認定低減性能向上改造自動車 | 改造認定告示第四条の申請をした時以降 |

三　次の表の上欄に掲げる自動車について同表の下欄に掲げる指定又は改造認定により、第四条第二号又は第三号の試験方法により測定された値及び製作等の精度等を勘案して自動車製作者等が定める値（以下「諸元値」という。）が確定した場合には、当該諸元値により第五条の認定を行うものとすること。

| 自動車 | 指定又は改造認定 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| ハ　認定低減性能向上改造自動車 | 改造認定 |

四　前条の認定は、前号の表の上欄に掲げる自動車にあっては、同表の下欄に掲げる指定又は改造認定をした時以後に行うものとすること。

（公表項目）

**第七条**　評価規程第三条第二項第二号イの公表項目は、第五条の認定が行われている自動車ごとに、第一号から第四号までに掲げるものとする。ただし、認定低減性能向上改造自動車にあっては、第一号から第八号までに掲げるものとする。

一～八　（略）

2　（略）